

各 位

長崎県土木部長

長崎県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策について

長崎県が発注する工事における建設業者の社会保険等未加入対策については、平成 29 年 3 月 27 日付け 28 建企第 663 号「長崎県における発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」により取り組んできたところです。

平成 30 年 3 月 30 日付け長崎県告示第 292 号により長崎県建設工事標準請負契約書（平成 22 年長崎県告示第 986 号。以下「契約書」という。）を一部改正し、受注者は社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方としてはならないと規定したことに伴い、契約書第 7 条の 2 の規定に係る事務手続きを下記のとおり定めましたので通知します。

なお、平成 29 年 3 月 27 日付け 28 建企第 663 号「長崎県における発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」については、本通知適用日以後廃止します。

記

1 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

下請契約を締結する工事において、受注者は原則として、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出（以下「届出」という。）をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がないものを除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人とししないものとする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

2 社会保険等未加入建設業者の確認等

監督職員（長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）第 21 条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記

載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

3 一次下請負人（受注者が直接下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

(1) 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した理由の請求

- ① 監督職員は、当該未加入建設業者に係る契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを契約担当課に送付するものとする。
- ② 併せて、監督職員は、受注者に対して、当該未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（様式2（以下「理由書」という。））をすみやか（概ね7日以内）に監督職員に提出するよう通知するものとする。（様式1-1）
- ③ 監督職員は、受注者から理由書が提出された場合は、その内容を確認のうえ工事担当課長に報告し、契約担当課に理由書を送付するものとする。
- ④ 工事担当課長は、受注者が当該未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、指名委員会に諮るものとする。

なお、理由書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなすものとする。

(2) 受注者に対する通知等

① 特別な事情を有すると認めた場合

指名委員会において特別の事情を有すると判断した場合、契約担当課は、受注者に対して、様式3により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、併せて当該通知を行った日から30日以内に未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を契約担当課に提出するよう求めるものとする。

なお、受注者から当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、以下5の通報を行うものとする。

② 特別な事情を有しないと認めた場合

指名委員会において特別の事情を有しないと判断した場合、契約担当課は、受注者に対して、様式4-1（理由書が提出されなかった場合は様式4-2）により、特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに契約書第7条の2第1項の規定に違反している旨通知するとともに、以下5の通報を行うものとする。

- 4 二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者（上記3以下の下請負人という。以下同じ。）である場合の措置

監督職員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。

また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から30日以内に、確認書類を契約担当課に提出することを求めるものとする。（様式1-2）

この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、以下5の通報を行うこととする。

- 5 建設業担当課への通報

契約担当課は、3(2)①（発注者が指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合）、3(2)又は4の場合においては、建設業者の指導及び監督に関することを担当する建設業担当課（監理課をいう。以下同じ。）に、様式5により、工事名、当該社会保険等未加入建設業者の称号又は名称、許可番号及び住所を、建設企画課経由で通報するものとする。

その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施行体制台帳の写しを添付するものとする。

- 6 許可権者による指導等

建設業担当課は、5の通報を受けたとき、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者が長崎県知事の場合は、建設業許可申請時（許可の更新時を含む。）及び経営事項審査等と同様に社会保険等の加入に係る指導を行うものとする。

当該社会保険等未加入建設業者の許可権者が国土交通大臣又は他の都道府県知事の場合は、当該許可権者に報告するものとする。

- 7 その他

最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書及び確認書類は、発注者において、契約関係図書の一部として保存するものとする。

- 8 適用

平成30年4月1日以後に契約を締結する建設工事から適用する。

長崎県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策について ～長崎県建設工事標準請負契約書を改正します～

長崎県が発注する建設工事から社会保険等未加入建設業者を排除するため、以下のとおり長崎県建設工事標準請負契約書（以下「契約書」という。）を改正します。

平成30年4月1日以後に契約締結する請負工事から適用します。

※「**社会保険等未加入建設業者**」とは…

社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に法令上加入義務があるにもかかわらず加入していない建設業者。

（社会保険等に法令上加入義務がない「適用除外」の建設業者は未加入にはなりません）

社会保険等の法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出してください（契約書第3条関係）

- 契約書を作成する全ての工事において、契約締結後に社会保険等の法定福利費を明示した請負代金内訳書の 出が必要になります。
- 様式は任意ですが、代表者印の押印が必要です。入札時に受注者が 出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、その工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱いますので、請負代金内訳書の 出は不要です。

社会保険等未加入建設業者を一次下請とすることはできません（契約書第7条の2関係）

- ただし、社会保険等未加入建設業者であっても、工事の施工が困難となるなど特別の事情があると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等に参加することを条件に一次下請契約が認められます。
- なお、二次以下の下請については、契約上の禁止事項ではありませんが、社会保険等未加入業者であった場合には、受注者（元請）に対し当該未加入業者に参加することを指導するよう通知します。

長崎県土木部建設企画課
公共工事契約指導班 電話 095-894-3027

長崎県ホームページ
「組織で探す」から「土木部 建設企画課」を選択
→「公共事業入札・契約制度関係規則等」

各 位

長崎県土木部長

請負代金内訳書の提出について

平成30年3月30 付け長崎県告示第292号により長崎県建設工事標準請負契約書（平成22年長崎県告示第986号）が一部改正されたことに伴い、同契約書第3条の規定に定める請負代金内訳書について下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

1 対象工事

原則として契約書を作成する全ての工事とする。

2 請負代金内訳書の内容及び様式

- (1) 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示する。

営繕工事にあたっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示する。

- (2) 様式は任意とする。ただし、商号又は名称、代表者氏名、住所、工事名、契約年月 及び工期を記載し押印するものとする。

- (3) 請負代金内訳書には、工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を明示するものとする。

明示にあたっては、工事価格に対して内訳明示することによりよいものとする。

法定福利費の明示にあたっては、国土交通省の資料「(参考②) 請負代金内訳書への法定福利費の明示」及び「(参考③-1) 及び (参考③-2) 法定福利費の明示にあたっての留意点」(別添)を参考とすること。

3 請負代金内訳書の提出方法

発注者は、受注者に対し、契約締結後、工期の開始の から30 以内に監督職

員を経由して提出させるものとする。

ただし、受注者が入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができるものとする。

4 適用

平成30年4月1 以後に締結する請負契約から適用する。

関係部局主 課長
土木部各課（室）長
各振興局長
土木部関係地方機関長

様

建 築 課 長
(公印省略)

営繕工事の契約での請負代金内訳書の提出に関する取り扱いについて
(通知)

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正に伴い、平成 30 年 3 月 30 日付 29 建企第 738 号「請負代金内訳書の提出について」で、同契約書の第 3 条の請負代金内訳書の提出についての取り扱いが通知され、平成 30 年〇月〇〇日付 30 建企第〇〇〇号で営繕工事の契約における請負代金内訳書の提出について通知されました。

この 30 建企第〇〇〇号の通知文書中で、営繕工事の契約で提出を求める請負代金内訳書については、「作成する請負代金内訳書の種目、科目、中科目、細目に相当する各項目のうち、契約担任者の指定する項目を記載した部分」は、「契約で提出を求める請負代金内訳書への添付を省略することができる」とする取扱いについて、下記のとおり定めます。

なお、入札時に提出する工事費内訳書中に法定福利費を明示している場合は、同通知の「3 請負代金内訳書の提出方法」により、提出された工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができます。

記

- 1) 営繕工事の契約で提出を求める請負代金内訳書に添付する範囲について
(※ 入札時積算数量書活用方式の対象工事を除く。)

省略することができる「契約担任者の指定する項目を記載した部分」は、中科目、細目に相当する各項目を記載した部分とし、契約で提出すべき工事費内訳書に添付する部分は、以下のとおりとする。

営繕工事の契約で提出を求める請負代金内訳書に添付する部分	種目、科目に相当する項目の記載のあるものまで。
------------------------------	-------------------------

- 2) 適用時期

平成 30 年〇月〇〇日以降に締結する請負契約から適用する。

関係部局主管課長
土木部各課（室）長
各振興局長
土木部関係地方機関長

} 様

建築課長
(公印省略)

営繕工事における工事費内訳書取扱要領の運用について（通知）

工事費内訳書取扱要領（最終改正平成 30 年 3 月 30 日付 29 建企第 739 号）の運用について、平成 30 年△月△△日付 30 建企第△△△号「工事費内訳書取扱要領の運用について」が通知されました。

この通知文書の「第 4 において（工事費内訳書の内容及び様式）」「①内訳書の記載方法等」の「c）」に定めている、入札金額の積算にあたり作成する工事費内訳書の種目、科目、中科目、細目に相当する各項目のうち、発注者の指定する項目を記載した部分は、入札時に提出する工事費内訳書への添付を省略することができるとする運用は、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1) 入札時に提出する工事費内訳書に添付する範囲について
(※ 入札時積算数量書活用方式の対象工事を除く。)

省略することができる「発注者の指定する項目を記載した部分」は、中科目、細目に相当する各項目を記載した部分とし、入札時に提出することが必要な工事費内訳書に添付する部分は、以下のとおりとする。

営繕工事の競争入札で提出する工事費内訳書に添付する部分	種目、科目に相当する項目の記載のあるものまで。
-----------------------------	-------------------------

○適用時期

平成 30 年□月□□日以降に入札公告及び入札執 通知する工事より適用する。

＜営繕工事版 記載例＞

- ◆長崎県建設工事標準請負契約書第3条第1項の定めにより提出する請負代金内訳書の記載例
- ◆請負代金内訳書に記載する項目、提出する範囲は、入札時に提出する工事費内訳書と同じ。
- ◆入札時に提出した工事費内訳書に、社会保険等の法定福利費を明示している場合、請負代金内訳書の提出は不要

請 負 代 金 内 訳 書

長崎県知事
〇〇〇〇様

契約担任者の肩書き、名前を記載してください。
 例えば、**県央振興局発注の工事**であれば**県央振興局長** 宛てになります。

工 事 名 : □□□□□□□□□□工事

契 約 年 月 日 : 年 月 日

工 期 : 年 月 日 から 年 月 日 まで

請負契約書に記載のとおり記入してください。

所 在 地 長崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
 代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

代表者を押印してください。

直接工事費 中科目別内訳

建築改修工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	12,377,400	
計				12,377,400	
防水改修	改修	1	式	6,043,896	
計				6,043,896	
外壁改修	改修	1	式	14,164,840	
計				14,164,840	
建具改修	撤去	1	式	1,469,600	
建具改修	アルミ製建具	1	式	34,539,000	
建具改修	ガラス	1	式	1,870,166	
建具改修	雑・その他	1	式	293,244	
計				38,172,010	
塗装改修	改修	1	式	222,110	
計				222,110	
発生材処理		1	式	117,787	
計				117,787	
内訳書の構成上「中科目」は省略する場合もある。					

<記載例>

直接工事費細目別内訳

建築改修工事		防水改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
下地清掃		432	m ²	170	73,440	
下地処理	樹脂モルタル塗り(W400+W135程度)	195	m	360	70,200	
防水層末端処理	着層付水切りテープ 48×0.14 製品代(取付費込)	195	m	560	109,200	
塗膜防水	X-2 密着工法 ウレタンゴム系 平場 表面塗料シルバ-	104	m ²	3,860	401,440	
ひび割れ補修(既存防水層部)	W=200程度 不燃布+ウレタン塗布補強 層間接着プライマー+ウレタン塗膜 製品代(取付費込)	36.5	m	2,001	73,036	
ビニル床シート下地部 塗膜防水	X-2 密着工法 ウレタンゴム系 平場 表面塗料シルバ-	328	m ²	3,860	1,266,080	
防滑性ビニル床シート (ペランタ [®] 用)	無地 厚2.5 多湿部 熱溶接工法 製品代(取付費込)	310	m ²	5,960	1,847,600	
防滑性ビニル床シート (ペランタ [®] 用)	厚2.5mm L2350 製品代(取付費込)	8	枚	27,800	222,400	
笠木 (アルミ既製品)	直線 シルバ- W=400 材工共	195	m	9,500	1,852,500	
笠木 (アルミ既製品)	コーナー シルバ- W=400 材工共	8	か所	16,000	128,000	
計					6,043,896	

<記載例>

長崎県建設工事標準請負契約書（新旧対照）

平成30年4月1日以降	平成30年3月31日以前
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事標準請負契約書</p> <p>（工程表及び請負代金内訳書）</p> <p>第3条 受注者は、<u>工期の開始の日から30日以内</u>に、設計図書に基づいて<u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）</u>及び計画工程表を作成し、<u>発注者に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書及び計画工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事標準請負契約書</p> <p>（工程表及び請負代金内訳書）</p> <p>第3条 受注者は、工期の開始の日から30日以内に、設計図書に定める計画工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>発注者から請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を求められたときは</u>、速やかに提出しなければならない。</p>